様式第16号(第15条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市車尾四丁目3番31号 株式会社高力　代表取締役　高力重儀 [redacted] [redacted]　松下きみ江 [redacted]　吉岡淳一 [redacted]　足立　宏	地位の承継	承継人の住所及び氏名		
開発許可の年月日及び番号	平成29年　3月16日　　建指起第6230号－2		承継(受理)年月日		承継の原因

許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市　富益町 字新開壱　4番 15 富益町 字新開壱　4番 16 富益町 字新開壱　4番 17 富益町 字新開壱　4番 18 富益町 字新開壱　4番 19 富益町 字新開壱　4番 20 富益町 字新開壱　5番141 富益町 字新開壱　5番142の一部		
	開発区域の面積	6,355.14㎡	工区別面積	
	予定建築物等	一戸建て専用住宅(宅地分譲)　(自己用以外)		
	法第41条第1項の規定による制限の内容			

変更許可	年月日	変更の内容

完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号
		平成29年　7月18日	平成29年　7月21日 建指起第2441号－3 2241	平成29年　8月　3日　第　176号

備考

1　市街化調整区域の場合その該当する許可基準等

2　許可条件

(1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること

(2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること

(3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること

(4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません